

案件（２）子宮頸がん予防接種の 9 価ワクチンの定期接種化の概要について

資料 1 のとおり、予防接種実施規則の一部を改正する省令が令和 5 年 1 月 30 日に公布された。これにより、令和 5 年 4 月 1 日より 9 価ワクチンが子宮頸がん予防ワクチンに係る定期接種に使用可能になる。

本件について堺市では、省令改正の内容及び資料 2 の厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会における議論を踏まえ、従来の 2 価及び 4 価ワクチンに加えて 9 価ワクチンも定期接種に使用することとし、以下のとおり接種を進めたい。

1. 概要

（１）開始時期

令和 5 年 4 月 1 日

（２）接種方法・標準的な接種期間について

【用法・用量】

1 月以上の間隔をおいて 2 回筋肉内に注射した後、3 月以上の間隔をおいて 1 回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回 0.5 ミリリットルとする。

【用法・用量に関連する注意】

- ・ 1 年以内に 3 回の接種を終了することが望ましい。
- ・ 通常、2 回目は初回接種の 2 カ月後、3 回目は 6 カ月後に同様の用法で接種する。

（３）2 価ワクチン又は 4 価ワクチンとの交接種について

HPV ワクチン接種は、同じ種類のワクチンで接種を完了することを原則とする。ただし、交接種について、医師と被接種者等がよく相談した上であれば、実施して差し支えないこととする。なお、キャッチアップ接種も同様の取り扱いとする。

2. 市民への周知について

（１）個別通知

小学 6 年生・高校 1 年生：令和 5 年 1 月末発送

上記以外の接種対象者（キャッチアップ対象者も含む）：令和 5 年 4 月発送予定

（２）広報さかい 3 月号への掲載

（３）堺市ホームページへの掲載